

新城市における自家用有償旅客運送（福祉有償運送）の承認について

1 新城市の状況

本市では、作手地区内において公共交通機関を利用することが困難な移動制約者を有償で福祉輸送を行っています。

令和5年10月1日以降の運行にあたっては、必要性等を地域公共交通会議において承認をいただき「愛運輸第1505号」登録証により令和8年9月30日まで運行して参ります。

令和8年10月1日以降の継続運行にあたって更新登録申請が必要であり、「地域公共交通会議で協議が調っていることを証する書類」を添付することとなっているため、今回の会議で福祉有償運送の必要性と旅客から収受する対価等について協議のうえ、この事業の継続承認をお願いするものです。

2 福祉有償運送の必要性

作手地区には、タクシー事業者がなく、NPOによる有償運送も行われていない状況です。一人で公共交通機関を利用できない身体障害者や要介護認定者など、身体状況によって公共交通機関を利用することに不安を感じられる方などの通院や買い物の外出手段を確保するために福祉輸送が必要です。

福祉輸送を始めた当時、作手地区には福祉の拠点となる施設は社会福祉協議会が運営する「虹の郷」しかなく、福祉輸送を行うには介護技術のある職員が必要であり、それを行えるのは社会福祉協議会しかいないため委託を続けてきました。人口減少や担い手不足が顕著であり、新しい事業所が参入する見込みもないことから、今後も市町村運営による事業の継続が必要であります。

3 福祉有償運送の概要

(1) 運送の区域

新城市内

（乗車場所又は到着場所のいずれかが新城市の区域内）

(2) 旅客から収受する対価

最初の1.5キロまでは350円、加算運賃1キロまで毎に50円

※一般乗用旅客自動車運送事業運賃（尾張・三河地区）

普通車 最初の1.05キロまでは650円

加算運賃228メートルまで毎に100円

(3) 利用対象者

福祉輸送を利用することができる者は、次のいずれかに該当する者の

うち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって旅客名簿に記載されている者

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
- (3) 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- (4) その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

※令和8年3月31日現在、旅客名簿に記載されている者59名

うち、身体障害者13名、要介護認定者20名、要支援認定者24名
事業対象者2名

(4) 自動車の種類

セダン型 1台、車いす車 1台

スズキワゴンR 豊橋500き5151（セダン型）

スズキスペーシア改 豊橋580ほ2332（車いす車）

(5) 事業委託先

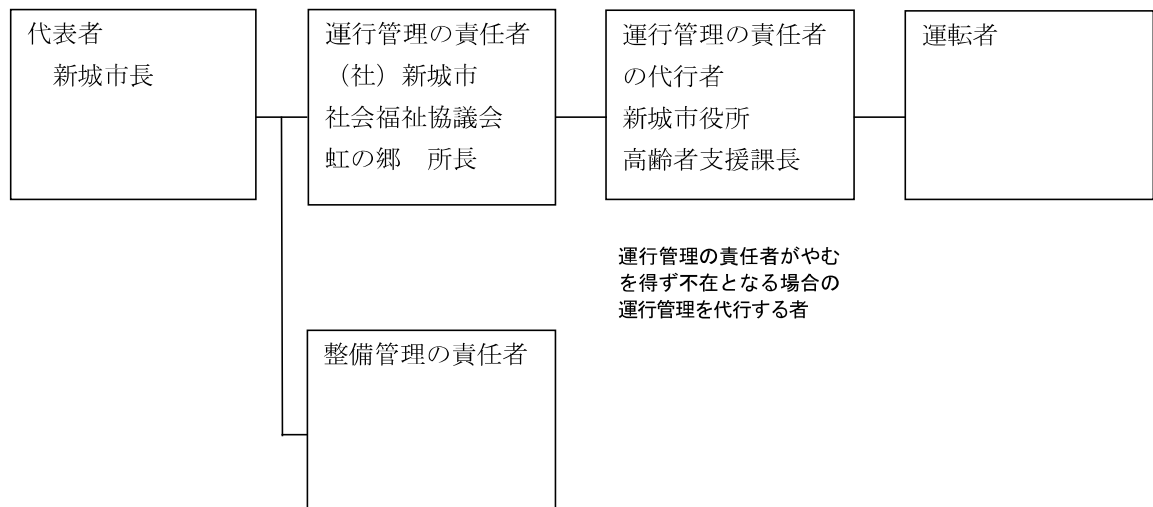
社会福祉法人 新城市社会福祉協議会

運行管理の責任者 1名（市社会福祉協議会 作手センター所属）

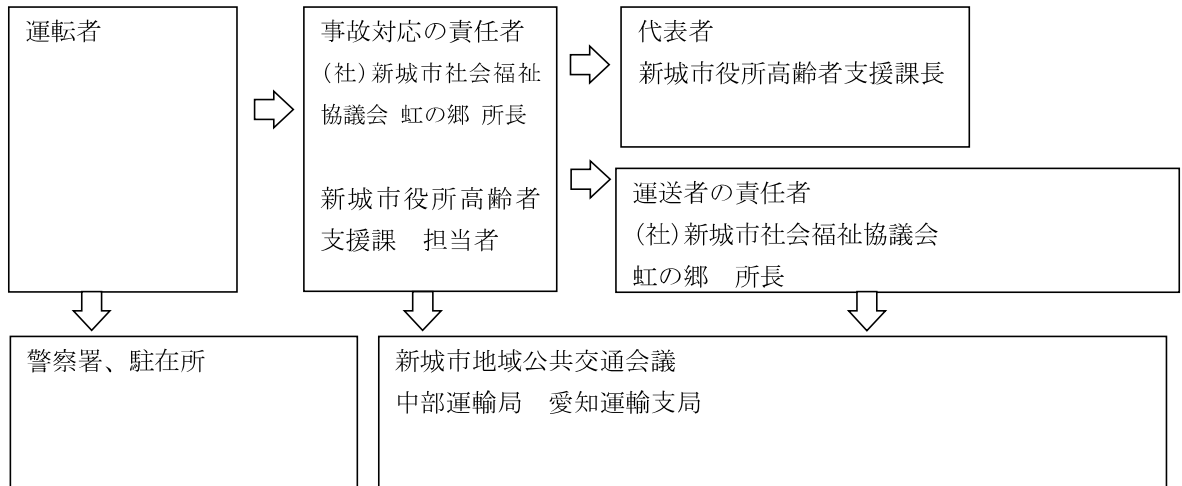
運転者 3名（市社会福祉協議会 作手センター所属）

※資料 令和7年度自家用有償旅客運送（福祉有償運送）実績

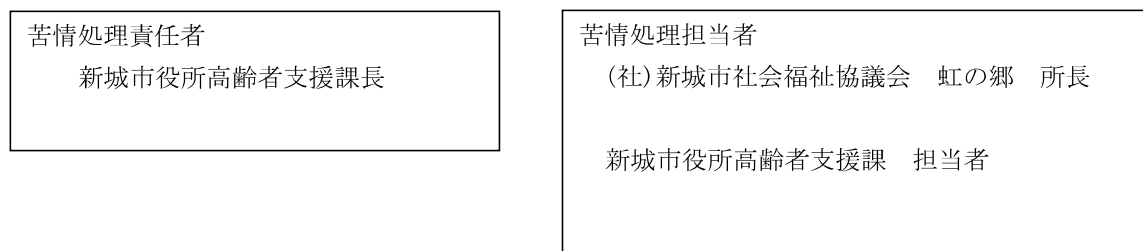
1. 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



令和7年度市町村運営有償運送(市町村福祉輸送)実績

1 会員登録人数内訳

令和7年度末会員人数

	7年度
① 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者	13
② 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者	20
③ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者	24
④ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他障害(発達障害、学習障害を含む)を有する者	2
合計	59

2 令和7年度月別利用実績内訳

	サービス別 利用回数				身体状態別 利用回数				
	買い物等	通院(作手)	通院(新城)	計	①身障	②要介護	③要支援	④その他	小計
4月	0	2	9	11	0	4	6	1	11
5月	0	2	7	9	0	2	6	1	9
6月	0	1	11	12	0	5	5	2	12
7月	1	2	3	6	1	2	2	1	6
8月	0	1	4	5	0	1	3	1	5
9月	0	2	2	4	0	2	1	1	4
10月	0	0	5	5	0	0	4	1	5
11月	0	1	4	5	0	2	3	0	5
12月	0	0	8	8	0	3	4	1	8
1月	0	1	6	7	0	3	4	0	7
2月	1	2	9	12	1	5	5	1	12
3月	0	0	10	10	0	2	8	0	10
計	2	14	78	94	2	31	51	10	94

令和7年度自家用有償旅客運送(福祉有償運送)実績

[illegible]

令和7年度年度末 会員数59名
(R8.3.31現在)

国土交通省中部運輸局

令和7年10月28日14時00分発表

〈お問合せ先〉

中部運輸局自動車交通部

旅客第二課 本田、古久保、竹中

TEL 052-952-8036

尾張・三河地区タクシーの運賃改定について

令和7年3月から同年5月までに提出されておりました、尾張・三河地区（次ページ略図参照）におけるタクシー運賃改定要請について審査した結果、査定結果に基づく改定後の運賃を本日付けで公示しましたのでお知らせします。

1. 改定の概要

(1) 増収率：10.06%

(2) 新運賃の内容（別添1のとおり）

※普通車上限運賃額を抜粋

種区分	改定運賃（上限運賃）				現行運賃（上限運賃）			
	初 乗		加 算		初 乗		加 算	
普 通 車	1.05km	650 円	228m	100 円	1.124km	630 円	253m	100 円

(3) 収支実績及び推定収支（別添2のとおり）

(4) 新運賃の実施日：令和7年12月1日（月）

(5) 査定の考え方

今回の運賃改定要請については、運転者の労働条件の改善が主要な理由のひとつとしてあげられていることを踏まえ、タクシーサービスの質を維持するためには運転者の労働条件について一定の水準を確保することが必要であることを勘案し、実績における運送収入に対する運転者人件費の割合を維持した上で、健全な経営が成立する水準の運賃を設定するという考え方に基づき査定を行ったところです。

このため、今回の運賃改定実施により、運転者の労働条件の改善が適切に図られるよう、愛知県タクシー協会に対して、「適切に運転者の労働条件の改善措置を講ずること。」「運転者の労働条件改善についての考え方を利用者に対して積極的に表明するとともに、運転者の労働条件の改善状況及び講じた措置等を自主的に公表すること。」について指導をすることとしています。